

第4回 大網白里市議会政治倫理検討会議 会議録

日時 令和7年3月4日（火曜日）午前11時09分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	座 長	上 代 和 利	座長職務 代 理 者
高 野 祐 二	委 員	森 建 二	委 員
黒 須 俊 隆	委 員		

陪席者（2名）

小 倉 利 昭	議 長	北 田 宏 彦	議会運営 委 員 長
---------	-----	---------	---------------

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 座長あいさつ

第3 協議事項

(1) 座長職務代理者の指名

(2) 他自治体の例規の精査

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○岡部一男議会事務局長 大変お疲れ様でございます。

それでは、ただいまから第4回大網白里市議会政治倫理検討会議を開会いたします。

それでは、座長あいさつ、田辺座長よりお願いいたします。

(午前11時09分)

◎座長あいさつ

○座長（田辺正弘座長） 皆様お疲れ様です。

第4回目になりますが、重要な、我々自身に関わる倫理問題ですので、慎重審議の上やっていきたいと思います。

また、午後は総務の委員会がありますので、できれば、お昼で終わりにして、残った部分はまた次回、次回と慎重に進めていきたいと思いますので、その辺ご理解の下、よろしくお願いしたいと思います。

○岡部一男議会事務局長 ありがとうございます。

次に、次第の3協議事項に入りますので、座長、進行の方をよろしくお願いいたします。

○座長（田辺正弘座長） それではまずは傍聴希望者はおりますか。

(「おりません」と呼ぶ者あり)

○座長（田辺正弘座長） はい、わかりました。

ないようですので、次に進みたいと思います。

◎協議事項 (1) 座長職務代理者の指名

(2) 他自治体の例規の精査

○座長（田辺正弘座長） それではまず、(1)座長職務代理者の指名に移らせていただきます。

大網白里市議会政治倫理検討会議設置要綱第5条第5項の規定により、座長に事故があったとき又は欠けた時に備え、職務代理者を座長が指名することとなっておりますので、前回までは小倉利昭委員に職務代理者をお願いしておりましたが、今回はからは議長のために、陪席者として出席していただいております。

従って、新たな職務代理者を上代委員にお願いしたいと思いますが、上代委員でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

それでは上代委員には、今後、職務代理者をお願いしたいと思います。

よろしければ、代理者の席に移りまして。

（上代和利委員、座長職務代理者の席へ移動）

○座長（田辺正弘座長） それでは上代委員よろしく申し上げます。

一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○職務代理者（上代和利委員） ただいま皆様のご推薦をいただきまして、重責でございますが、田辺座長とともにですね、しっかり取り組んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

また併せて、今回から会派自民からは高野祐二委員が選出されましたので、よろしく申し上げます。

（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 続きまして、(2)各自治体の例規の精査ですが、前回の委員の皆様の意見等を踏まえまして、他の自治体の例規そのものを事前にお配りしてありますが、千葉市、市原市、木更津市の3自治体のものをお配りしてあります。

これらの例規を、逐条ごとに精査し、本市議会において必要か否かを議論してまいりたいと思います。

それでは、定めている内容の多い千葉市の条例を、逐条ごとに協議していきたいと思います。

またその際、市原市、木更津市における千葉市と同様の該当条文も参考にしてください。

それでは千葉市の条例の第1条、目的から意見を伺いたいと思います。

では、事務局。1条をちょっと読み上げていただいてもよろしいですか。

○松本剣児議会事務局副主幹 それでは、千葉市議会の政治倫理に関する条例の第1条、目的。

第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託

者たる市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民の市政に対する主権者としての自覚を喚起することによって、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

必要な表現、不要な表現または他に盛り込むべき内容等はいかがでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 この市原、木更津、千葉を見てみると、市原は議会基本条例のことが書いてあるわけで、それを基にしていってるので短く目的になってるんですけど、本市は議会基本条例が制定されていないので、仮にこの条例が、政治倫理条例ができるとしたら、この千葉市の第1条程度の内容は必要なんではないかなっていうふうに考えます。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 概ね黒須委員と同じ意見ですけれども、特にこの木更津、市原と比べても、ある意味強い表現が、いやしくもその権限を行使するべきでは、悪いことに行使すべきではないという言い方がされてるのは、非常に趣旨の考え方としてはすごくよろしいことなのではないかなと思いますので、私は、概ねこの千葉市の形でよろしいのかなと思っております。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 他の委員の方は。

高野委員。

○高野祐二委員 私もこの内容、千葉市と同様の内容で、大丈夫かなというふうには思います。

以上でございます。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

この千葉市の第1条、そのままそっくり大綱に適用していいものか。

何だ、真似しやがったんじゃないけど、そのままの表現でいいんだか。

その辺は皆さんどう思いますか。

森委員。

○森 建二委員 さすがにそのままですと、やはりちょっと変なところを勘ぐられたくはない。

ただ趣旨はもう、この通りの趣旨だと我々も考えておりますので、ちょっと言い方を変えた方が良いなというふうに思います。

○座長（田辺正弘座長） そういう意味で文言をちょっと、大綱風にいじるといえるのか、言葉尻じゃないけど、その場合は事務局。

事務局の方で精査してもらって、それをまた、出来上がったのみんなで、これでいきましょうとか、いや、それはおかしいだろうというのを検討した方がいいのか、事務局の方からちょっと教えてください。

○岡部一男議会事務局長 事務局の方で案を作らせていただいて、また委員の皆様に見ていただいて、検討していただくというスタイルでよろしいと思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

ではそのように次の2条から全てをぴったりコピーじゃなく、大綱らしい案ということで、事務局をお願いして、我々で精査した中で決めていきたいと思います。

これはもう事務局、もう2条の方にすぐ行っちゃっていいですか。

（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） では次、2条。

議員及び市民の責務について事務局よりお願いします。

○松本剣児議会事務局副主幹 それでは、第2条です。

議員及び市民の責務、第2条、議員は、市民全体の代表者として市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、法令及び条例を遵守することはもとより、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

第2条第2項です。

市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する市政の担い手であるとの自覚のもと、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。

では、この第2条に関しましてご意見等お願いします。

上代委員。

○職務代理者（上代和利委員） 千葉市さんも木更津市さんも、市原市さんも、概ね文言は違いますが、概ね、こう言ってることは、責務という部分の内容は、同じなのかなというふうに思うんです。

で、まず先ほどの1条と一緒にしてね、やはり大綱流の言い方じゃないんですけども、そういう文言を入れていただければ、概ねこんな感じでいいのかなというふうに私は思いました。

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。他の委員の方はどうでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 千葉市と違って市原と木更津は、疑念を持たれたとき自ら解明する努力をする、責任を明らかにするとか何かそういう、文言が入って分かりやすいことは分かりやすいですね。

千葉市の場合は、高潔性を示すことができるよう努めるっていう書いてあるんですけど、これ、分かりやすい方がいいんじゃないんですかね。

本来だったら、その何て言うんですか、疑わしきは罰せずですから。

だけど、議員は議員として、もう疑わしいと、疑念を持たれたら、自ら積極的に、何て言うか解明する努力をしなきゃいけないみたいな、そういう疑惑に対してその責任を明らかにするというような、この文言は木更津でも市原でもいいんですけど、そういう方が分かりやすいかなという気は私はします。

あともう1つ、これらが違うのは千葉市は市民の責務っていうのが、1と2で、2は市民の責務で、市原と木更津は議員の責務ということだね……

（「木更津も市民は入っています」と呼ぶ者あり）

○黒須俊隆委員 木更津も入ってますか。ああ、なるほど。

そういう意味では木更津と千葉が市民の責務が入ってるってことで、これは皆さんとちょっと議論する必要があるのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 バランスとしては、この千葉市の形がいいのかなと個人的には思います。

今、市民をどうするかということだと思いますが、私はやはり、市民も当然、市政を担う一緒に担っていただく立場だと考えてますし、市民から議員にそういう働きかけは当然あつ

てはならないというのはその通りだと思いますので、この形。

ただ、木更津の場合ですと、ちょっとかなり細かいところまで触れてますが、そこまでは必要ないかなと思うので、割と千葉市の言い方が一番バランスがとれていてよろしいのではないかなと感じました。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） 考え方としては、議員の倫理についての条例を考えてるから、市民が……もちろんそうですが、市民があんまり表に、条文の中に出てくるっていうのは、影響力を不正に行使させないようにとかいろいろ謳ってますけど、その辺の皆さんの考え方はどうなんでしょうか。

（発言する者なし）

○座長（田辺正弘座長） 特に問題なければ、黒須委員の発言のように、高潔性という文言を、もうちょい分かりやすい表現に変えて、事務局の方で精査していただけますでしょうか。

○岡部一男議会事務局長 ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。

○座長（田辺正弘座長） はい。

○岡部一男議会事務局長 高潔性については分かりました。

千葉市では市民の責務で、木更津市では、市民の役割っていう、役割ってことなんで、責務と役割では全然意味が違うと思いますので、この辺についてはどうされるかっていうのをもうちょっと議論していただければなと思うんですけど。

いずれにしてもこの市民の方を載せるにしても、責務にするのか役割にするのかちょっと意味が違うかなって思いますので、ちょっとその辺について議論していただければと思います。

○座長（田辺正弘座長） 木更津の場合は、千葉市の2条の中に入ってるけど、木更津は2条、3条って分けてやってありますよね。

（発言する者あり）

○座長（田辺正弘座長） 市原もそうですか。

（「いや、ないです」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 市原はないですか。はい。

今の事務局からの確認に対して、委員の皆様どうでしょうか。

（「重みの違いだと思うんです」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） うん。

はい、森委員。

○森 建二委員 先ほど田辺座長仰ったように、市民にまで責務という言い方がちょっともしかしたら強いかもしれないので、例えばここ、議員の責務及び市民の役割という形にさせていただくと多分もうちょっと上手くはまるのかなと思いますがいかがでしょうか。

○座長（田辺正弘座長） 木更津のように3条のところに市民の役割という言葉を使ってあることを……

どうでしょうか、皆さん。

市民の責務か役割、その表現方法ですが、どんなものでしょうか。

はい。

○黒須俊隆委員 木更津は、そのあと市長の責務ってのもあって、だから、責務・役割って形で、一応文言に関して、そのニュアンスの違いみたいなものを明らかにしてやってるので、木更津のようにやるという方が丁寧ではあるのかなという気はしますよね。

ただ文言としてはただできるだけこの辺り簡単にした方が、良いかなと思うんですよね。

難しい……

○座長（田辺正弘座長） 簡単ってことは、責務じゃなくて、役割の方がいいという発言なの。

○黒須俊隆委員 まあそうですね。

市民の責務ではあるんだろうとは思いますが、そこまで今回、この制定する趣旨からいっても、市民にも求めるというのは、ある意味ついでという形で、議員自らきちんと律していこうというところなので、もし入れるんだったら役割くらいの方が良いのかなという感じはします。

○座長（田辺正弘座長） そうしますと……はい。

○陪席者（北田宏彦議会運営委員長） 座長、発言よろしくお願いします。

今回、この政治倫理の検討してる中で、やはり、我々議員が自らのことを律するという考え方が重要だと思っているんですが、一般の市民がこの会議の中に入らない中で、市民の責務というふうにしてしまうのは、何か無責任なのかなっていう気はするんですけども。

その点だけ。

○座長（田辺正弘座長） そうしますと、議員の責務と、市民の役割。

これを木更津みたく2条、3条に分けた方が良いんですかね。

その辺の、この条例の配列というか、その辺は皆さんいかがでしょうか。

議員の責務及び市民の役割で3条のままにするか、木更津みたく2条、3条に分けちゃうんだか。

(「一緒にいいです」と呼ぶ者あり)

○座長(田辺正弘座長) 他の方は一緒にでもよろしいですかね。

はい、では2条に関しましては、その責務っていうのと、高潔性ですか。その辺について事務局、整理のほどよろしくお願いします。

(「はい。分かりました」と呼ぶ者あり)

○座長(田辺正弘座長) 次に、3条の政治倫理基準について、お願いします。

○松本剣児議会事務局副主幹 それでは、政治倫理基準。第3条。

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

第1号、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

第2号、市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

第3号、市及び市が出資その他財政支出等を行う法人であって、議長が定めるもの(以下「市等」という。)との間の工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定(以下「請負契約等」という。)に関して特定の者への有利又は不利な取扱いをしないこと。

第4号、市等の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと、又は市等の職員の採用、昇任若しくは人事異動に関し、推薦若しくは紹介をしないこと。

第5号、政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、当該寄附を受けさせないこと。

第2項、議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

以上です。

○座長(田辺正弘座長) ありがとうございます。

では、その千葉市の3条に沿って意見を述べていただきたいと思います。

政治倫理基準。

発言を求めます。

(発言する者なし)

○座長(田辺正弘座長) 森委員。

○森 建二委員 概ね、おそらく千葉市のものを、市原と木更津も参考にされてるんじゃないかなと、これを読んでもと思いますので、とりあえずは、我々もまずは千葉市のものを参考にさせていただきたいと思いますが、テーマがちょっと多岐にわたっているので、多分、木更津と市原は、千葉市にある程度言い方を変えながら追加をするっていう形をしてるようだと思いますので、ちょっとここでひとつひとつやってると多分とてつもない時間がかかってしまうような気がしますんで、最低限これを入れたいとか、逆にこれは入れないよと、そこだけ決められればと思います。

○座長(田辺正弘座長) はい、ありがとうございます。

上代委員。

○職務代理者(上代和利委員) 概ね、千葉市さんの本当に参考になるんだと思うんですね。

で、千葉市さんの受けて木更津市さんも市原市さんもなってると思うんですけども、この市原市さんの方が何か、結構具体的に、この間の勉強会のハラスメントなんかについてもありましたので、非常に具体的にあって、また考えないといけないと思うんですけども、文言的に入れるのも考えなくちゃいけないと思うのですが、何か結構具体的に分かりやすいのかなっていうところも思いました。

○座長(田辺正弘座長) はい、ありがとうございます。

千葉市の方はハラスメントに関する条例等はどこかに載せててありますか。

○森 建二委員 はい、座長。

千葉市……今、これ、入れる話をしてます。

○座長(田辺正弘座長) ああ。条例の、この改正案をやっているということ。

そうしますと、千葉市もこのハラスメントに関して、前向きにやろうとしてるということですので、市原市の3条の(4)のところにハラスメントのが載ってますので、その辺を付け加えた内容で、千葉市の3条に沿った形で、いかがなものでしょうか。

他に。

またそれに限らず、まだ3条について、追加や何かあったり、こんなのいないよっていうのがあったら教えてください。

○陪席者（北田宏彦議会運営委員長） 座長。オブザーバー的な発言で申し訳ないです。

○座長（田辺正弘座長） とんでもないです。

○陪席者（北田宏彦議会運営委員長） 対象者について、下請あるいは再委託という対象者まで制限をしようとするんですが、まずそれについて、仮に直接の契約当事者である場合、あるいは再委託、下請ではなく、孫請、あるいは再々委託だとか、その範囲について、下請あるいは再委託までの範囲でよろしいのかどうかという、そこをしっかりと決めておいたほうが良いのかなと、私は思いました。

○座長（田辺正弘座長） 今の北田委員の……委員じゃないんだよね、陪席者だよ、陪席者。その辺の下請をどうか、再委託に関する事について、どんなものでしょうか。

○陪席者（北田宏彦議会運営委員長） 範囲ですよ。

○座長（田辺正弘座長） これには孫請までは書いてないでしょ。

（発言する者あり）

○陪席者（北田宏彦議会運営委員長） だから、範囲を単に下請と再委託までに捉えてる訳なんだけれども、その範囲を狭くする、あるいは広げるっていうその辺の考えもしておいた方が良くないかな。

ここの下請、再委託が適当だと思えばそれでいいし、その辺の議論をしておいた方が良くないかなっていう、そういうことです。

○座長（田辺正弘座長） その件に関しまして、皆様の発言を求めます。

○森 建二委員 千葉市では、3条の（4）になってますし、市原市ではおそらくこの3条の中ではなくて、4条にも多分ちょっと跨ってるような気がしますし、木更津市は多分8条になるのかなと思いますので。

兼業とか含めた仕事で絡む絡まないという部分を別の部分にするか、この倫理基準の中に入れてしまうか、なのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） どこで切るかというか、余り細かくやっても、大綱自体そんな業者があるわけじゃないし、じゃなくたって反対に市の方に協力してもらったりしている、そういう組合さんもありますので、あまり縛りをつけちゃうと、いかがなものかと私は感じているのですが。

○黒須俊隆委員 この政治倫理基準の千葉市の中で言ってるのは、議員が何ていうんですか、委託とか、その契約をする、議員とは別の関係ない業者の話というか一般的な業者ですよ。に対して、その業者が請負うことに有利な働きとか、あとはライバル業者に対して不利な働きかけをするとか、それをするなというそういうことなので、何ていうんですか、細かく決めなくても、契約者も下請も、ここでは千葉市の場合、下請もしくは再委託に関する、それと指定管理者っていうふうに書いてあるんですけど、この程度で良いんじゃないんですかね。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

今の発言ですと、有利か不利益な取り計らいをされるということも重んじてますので、その辺事務局、上手く一旦まとめていただいて。

よろしくお願ひしたいと思います。

（発言する者あり）

○座長（田辺正弘座長） 今扱ってるこの千葉市の3条に関しましては、皆さん、反対の意見というものは出てませんので、その辺では、そんなに事務局も悩まないで、できると思うんですが、局長どうでしょうか。

（発言する者なし）

○座長（田辺正弘座長） 悩んじゃってる。

（発言する者多数あり）

○森 建二委員 市原市の方が千葉市のものよりすごく分かりやすいと思うので。

考えとしては、市原市の方を参考にさせていただいた方が良いと思っております。

○職務代理者（上代和利委員） 作りやすいんでね。

○陪席者（北田宏彦議会運営委員長） 市原市は、要は議長のパワハラが直近であって、それに対応する形でこれ作ってるから、現実性が非常にあるんじゃないかな。

（発言する者多数あり）

○職務代理者（上代和利委員） 分かりやすいと思うんですよ。

（発言する者多数あり）

○森 建二委員 局長、基本だから……局長。

○岡部一男議会事務局長 はい。

○森 建二委員 市原の方が新しいものを取り入れているので……

○岡部一男議会事務局長 政治倫理基準と請負の方で別になっていますので……

○森 建二委員 そうですね。別で良いと思います。

○岡部一男議会事務局長 違うので……

○森 建二委員 僕も混同してました。

○岡部一男議会事務局長 違うので、別物なんで、それは入れられないので……

ちょっと事務局で取りまとめします。

○座長（田辺正弘座長） 千葉の3条と、市原の3条。特に今、発言のあった中では、市原の方が具体性があるし、近々の条例だと思いますので、市原を参考にまとめていただきたいと思います。

○岡部一男議会事務局長 かしこまりました。

○座長（田辺正弘座長） 次。第4条。お願いいたします。

○松本剣児議会事務局副主幹 それでは、第4条です。

資産等報告書及び資産等補充報告書の提出。

第4条、議員は、その任期開始の日（再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

第1号、土地（信託している土地（自己が……

（「良いんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。

私、個人的な意見なんですが、この4条の各議員の資産の報告とか、5条の所得等の報告。

6条の関連会社等の報告、7条の資産報告等の保存とか閲覧とか、そこまで、大網の情勢からいって、県会議員クラスとか首長だとかこういうのありますけれど、我々、議会人として一生懸命精査して活動してる中で、そこまで文面化した縛りはどうなのかなと私は思ってるんですが、皆さんその辺についてひとつお願いします。

○職務代理者（上代和利委員） この主観的に、座長の仰ったようなこと、すごく賛成なんです、千葉市さんはこの政令指定都市でもありますので、人口100万人、80万人、90万人いる都市でもありますので、こういうことが必要なのかなと。

また片や、この木更津市さんとか、市原市さんは、このやっぱ20万人都市の、この2つの、ここまでの考え方はないですね。書いてないわけなんですけども。

ですので、ここまではどうなのかなっていうふうに私も思いました。

○座長（田辺正弘座長） 森委員。

○森 建二委員 私も同意見です。

市原ですとかも資産うんぬん、木更津もそうですけれども、飛ばしてますし、木更津は自分で会社やってればそれを報告ぐらいのことが入ってるぐらいで、市原はもう逆に、その次が兼業に関する遵守事項という形。

一応ここに、兼業についてはある程度入れなければいけないかなと思いますけれども、それ以外の資産報告とかだと、私のようなお金がない議員がちょっと困っちゃいますので。

それは冗談で置いといて、そこまでの必要はないのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

高野委員。

○高野祐二委員 私も皆様方のご意見、一緒に、やっぱり市原、木更津等が入っておりませんので、大綱に関しても、なしでもいいのかなというふうに思います。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。

黒須委員は、どう思いますか。

○黒須俊隆委員 先ほど森委員のね、そのお金がないって言ってるけど、私も含めてね、そのお金のない議員は、逆にこれあったとしてもそれほど報告書大した方じゃないから、実はきつとおそらく森委員も私も簡単に提出しようと思えばできるんだろうと思いますが、何ていうか、南関東一、千葉県は報酬も低いわけでその中で千葉県の中で、政務活動費と合わせると勝浦よりも低いっていう状況の中で、そこまで求めるかどうかというのは、私も確かに思います。

何ていうか、少なくともね、国民の平均年収よりも一応大分低いわけですからね、そこまで求めなくてもいいかなと。そんな気がします。これも、何か今後それこそ千葉市さんがその改正するなんて言ってるけど、何かあってやっぱり必要があったらそこで追加するということが将来は考えられるわけですから、今回、そこまで求めなくても良いかなというくらいの感じです。

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

では、千葉市の条例の中の4条から7条までは、載せなくても良いということか、または、その中の抜粋した関わるのものがあるなら、入れとくか、それとも黒須委員が言われたように、とりあえず大綱の規模でいったら、今後何かあったら、また改正等で付け加えとか、その辺、とりあえずは一旦、大綱は扱わないという形で進めてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） ありがとうございます。

では、千葉市に沿って今度は9条ですね。

市民の調査請求権。この辺は……

（「8条ですね」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 8か。8やってなかった。これか、失礼。

千葉市の8条。政治倫理調査会とか、調査等についてお願いします。

○松本剣児議会事務局副主幹 千葉市政治倫理審査会による調査等。

第8条、議長は、千葉市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に、市長を通じて次に掲げる職務を行わせるものとする。

ちょっとここで1点補足なんですが、千葉市の場合はここで千葉市政治倫理審査会となっておりますので、他の木更津市ですとか市原市は、議会の政治倫理審査会となっております。

そこがちょっと、仕組みが違ってるところなんで、これ以降、千葉市は市側と議会が合わせて、合わせて市の方の政治倫理審査会にかけるということで、それ以外は市は関係なく、議会での政治倫理審査会を設置しているというところがちょっと思想が違ってるところになっております。

第1号、次条第1項の規定による請求に係る調査を行い、その結果を報告すること。

第2号、前号に掲げるもののほか、議員に係る政治倫理の確立を図るため、諮問を受けた事項について調査し、若しくは答申し、又は建議すること。

第2項、審査会の設置、組織及び運営については、千葉市長の政治倫理に関する条例の定めるところによる。

以上です。

○座長（田辺正弘座長） はい、ありがとうございます。

私も事前に渡されたときに、市が関わるっていうのはどうなのかなと思って、議会内にと

いう……

議会内での取り扱いの方が、市まで入っちゃうと、何か大事に扱われるような雰囲気で、議会内の政治倫理審査会……

はい、森委員。

○森 建二委員 市原市の6条にこの審査会の設置等というのがあって、事が起こった場合には議会内に審査会を設置するという形になっているので、多分これが一番我々には馴染むのかなと思います。

逆に、先ほどちょっと話が戻りますけれども、先ほどの6条まで、千葉市でいう6条までのところが、市原市ですと、多分4条になるのかなと思います。

で割とこの市原市の形を参考にすると良いのかなって思いました。

○座長（田辺正弘座長） はい。

市原市は審査会等は、議会運営委員会に持っていくという形で審査会を立ち上げたりするような形だと思いますので。

千葉市の8条におかれましては、市原市の6条を参考に、作っていった方が良いんじゃないかと思いますんで、事務局いかがなものでしょうか。

あまり振られるのも困る。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 木更津と市原ともに、その審査の請求というのがその前にあって、審査会の設置っていうことになってるから、この形が一般的なんだろうと思いますよね。

○座長（田辺正弘座長） はい。

○黒須俊隆委員 だから、木更津は大分審査の請求が長い感じはありますが、できるだけ簡略化し、かつ、ただ抜け落ちちゃうのはまずいと思うので、その抜け、内容的に抜け落ちない程度で簡略化した方が良いのかなっていう。

だから確かに5条、6条というのはセットになって、それで市原市さんくらいでも良いのかなという感じはします。

○森 建二委員 4条の、書いていたことがずばっと、多分、我々の感覚で言うとまとめられているので、4条、5条を参考にすれば良いのかと思います。

○座長（田辺正弘座長） 市原の4条ね。

○森 建二委員 4条、5条です。

○黒須俊隆委員 市原は4条で、議員の兼業について疑惑を持たれないようにって、さっき言っていたのは議員の兼業の方ではなくて、議員がその請負契約しているA企業、B企業、C企業に対してまたさらにその下請ぐらいまでに対して、不正な働きするなっていうことですよ。

だからこれ、さっきは議論はしてなくて、この4条に対応する内容っていうのは、千葉市と木更津市では、例えば市と請負契約等に関する遵守事項みたいな形で入ってることだと思いますので、これは後で併せて議論すれば良いんじゃないのかなと思います。

○座長（田辺正弘座長） ということは、今、黒須委員が言われたのは、その森委員が言った4条のことは今は扱わないで、この市原の6条を……

○職務代理者（上代和利委員） 5条、6条ですね。

○座長（田辺正弘座長） 5条、6条を精査した中で、大綱のまとめ方にしていこうという考え方で良かったのかな。

（「良いですか」と呼ぶ者あり）

○黒須俊隆委員 今、現時点ではということで良いです。

○森 建二委員 審査会そのものは、11条、12条、13条、14条、15条まで全部その関係ですね、市原は。

（発言する者多数あり）

○森 建二委員 15条まで市原市はこうなっているので、ちょっとここまで細かく決めるべきなのかはちょっと議論が必要かなと思いますが、とりあえず市原は15条までこの件になります。

（発言する者多数あり）

○座長（田辺正弘座長） では、審査会とか調査等につきましては、市原の5条、6条を参考に、前に進めていきたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

では時間の関係で、あと1つにしたいと思いますが、次が市民の調査請求権について。

これも随分……随分長々と……困ったね。

市原は何条になるんだよ。

（「ないです」「市原もない」「木更津もない」と呼ぶ者あり）

○座長（田辺正弘座長） 何だっけ。

情報公開制度ってのはまた全然違うですか。請求権っていうけど。

(発言する者多数あり)

○座長(田辺正弘座長) 違う。

(発言する者多数あり)

○黒須俊隆委員 これも含めて、審査会……

(「審査会に請求するっていうのは」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員 千葉市は9条、十いくつまで。

(発言する者多数あり)

○座長(田辺正弘座長) 市原のとか木更津の場合は。

(発言する者多数あり)

○座長(田辺正弘座長) そうしますと、3つの市におかれましては、その辺随分、長々となつてますので、今日はここまでにして、次の課題というか皆さん、精査していただければと思いますので、皆さん、今日はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○座長(田辺正弘座長) では皆さん一生懸命勉強して、次の千葉市でいう11条からの内容について精査していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(「11条」「9条から」と呼ぶ者あり)

○座長(田辺正弘座長) ごめんごめん。

それでは、その他ですが、何かございますか。

(発言する者なし)

○座長(田辺正弘座長) なければ、次の6月第2回の時に、またこの検討会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では事務局、閉会の進行を。

◎閉会の宣告

○岡部一男議会事務局長 長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして、大網白里市議会政治検討会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後0時00分)